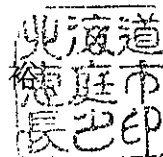


恵庭市告示第 116 号

恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 7 号)第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり花の拠点の指定管理者の募集について告示する。

令和 7 年 8 月 22 日

恵庭市長 原 田



記

1. 対象施設 花の拠点（はなふる）
※詳細は募集要項をご参照ください。
2. 申込資格 法人その他の団体。法人格の有無は問いませんが、個人の申込みは出来ません。
3. 募集期間 令和 7 年 8 月 22 日（金）～令和 7 年 9 月 30 日（火）
4. 募集要項 施設及び業務内容のほか、申込資格や提出書類、選定基準など具体的な内容は募集要項に記載します。
※募集要項は、下記問合せ先及び恵庭市ホームページにてご覧いただけます。
5. 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
6. 説明会 説明会は実施しません。ただし、必要に応じて個別に施設見学等の相談に応じます。
7. 問合せ・申込先 恵庭市経済部花と緑・観光課
TEL：0123-33-3131（内線 2524）
8. ホームページアドレス
https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/hananok-yotenseibishitsu_hanatomidori_kankoka/hanatokanko/3/21560.html